

# 課題解決型 ICT活用遠隔受診勧奨等事業業務委託仕様書

## 第1 調達案件名

課題解決型 ICT活用遠隔受診勧奨等事業業務委託

## 第2 作業の概要

### 1 背景と目的

本県の健康診断・健康診査の受診率は全国に比べ高い傾向にあるものの、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が期待できる方に対して実施される特定保健指導実施率は、全国33位と低い順位となっている。

こうした中、平成30年4月の診療報酬改定において、対面診療だけではなく、リアルタイムでのコミュニケーションが可能なオンラインシステムを用いた診療（オンライン診療料）が新設され、遠隔による診療や受診勧奨の実施に関する制度整備が行われた。

これらの諸情勢の変化を踏まえ、国の指針等に基づいた遠隔による受診勧奨等が、本県における生活習慣病の発症予防・重症化対策に有効となるか検討するため、課題解決型 ICT活用遠隔受診勧奨等事業（以下、「本事業」という。）を実施する。

### 2 業務の概要

本事業における業務の範囲（以下「本業務」という。）は以下のとおり。

#### (1) オンライン診療システムを用いた遠隔受診勧奨等の実施

オンライン診療システムを活用し、生活習慣病の専門家（以下「専門医」という。）が、モデル事業参加者（以下「受診者」という。）に対し、遠隔オンラインにより医療機関への受診勧奨等を効率的かつ効果的に行うための環境を提供すること。

ア 専門医：主に生活習慣病を専門とし、本事業に協力する医師等

イ 受診者：産業医からの個別の指導等が受けにくい環境にある協会けんぽ加入者のうち、健康診断等の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、かつ、本事業への参加に同意した者

ウ 受診勧奨等：医療機関への受診や特定保健指導を受けることを勧奨すること

#### (2) 成果の確認

ア 効果の把握：受診勧奨等の実施後、各受診者や専門医へアンケート調査等を実施し、遠隔オンラインでの受診勧奨等の効果について把握すること。

イ 報告書作成：本県における生活習慣病対策として、遠隔オンラインによる受診勧奨等の実施が、有効な手段となるかを中心に、結果を分析のうえ、成果報告書を作成すること。

### 3 履行期間・成果物

#### (1) 履行期間

本業務の委託期間を以下のとおり定める。

履行期間：契約締結日から平成 31 年 3 月 29 日まで

なお、工程毎の履行期間は以下のとおり。

	工 程	開 始	終 了
1	業務準備(システム調達、受診者、専門医への機器配布、説明等)	契約締結日	平成 30 年 9 月 30 日
2	受診勧奨等の実施	平成 30 年 10 月 1 日	平成 31 年 2 月 28 日
3	効果把握、報告書作成	平成 31 年 2 月 1 日	平成 31 年 3 月 29 日

#### (2) 納入成果物

##### ア 定期報告書

事業の進捗状況を報告(様式は任意)

毎月末

##### イ 成果報告書及び附属データ

平成 31 年 3 月 29 日

- a 紙媒体(パイプファイル等を使用して、各丁を取り外せる形で編綴すること)及び電子ファイル(word、EXCEL 及び PDF ファイル)で保存した CD-R を納品すること。
- b 用紙は A 4 版縦置き、左とじを原則とし、図表については、必要に応じ A 3 版を使用できるものとする。

##### ウ 納入場所

三重県津市広明町 13 番地 三重県医療保健部地域医療推進課

### 第 3 作業内容

#### 1 システム提供

- (1) 本事業で使用する、オンライン受診勧奨等システム(以下「本システム」という。)を提供すること。なお、本システムでは、受診勧奨等の実施の有無が把握できるものであるとともに、別途、本事業の推進にあたり有識者から聴取する事業推進に関する意見を最大限反映すること。

#### (2) システムの機能要件

- ア 本システムは、遠隔オンラインでの受診勧奨等を、適正かつ効率的に行うシステムとして提供するものである。以下に、本システムの機能について、基本的要件として示し、各機能に必要と考える主な機能を機能要件として示す。  
受託者においては、機能要件を満たすのみではなく、基本的要件を実現するシステムとして提供すること。

なお、各機能の具体的仕様については、準備期間において、受託者と三重県により決定する。

(ア) 健診結果等の共有機能

受診者と専門医が、受診勧奨等に必要となる健診結果等を本システム上で共有するものである。

【基本的要件】

本機能では、オンラインによる面談の前に、受診者と専門医が、健診結果のデータや受診者の属性、生活習慣等を本システムにより共有するものとする。

【機能要件】

- a 面談前に、受診者が、健診結果等のデータや年齢、性別、生活習慣等をスマートフォンや携帯型タブレット（以下「スマートデバイス」という。）によりシステムへ登録できること。なお、生活習慣等のシステムへの登録項目については、有識者からの意見等を参考に、準備期間中に決定する。
- b 面談前に、専門医が、スマートデバイスまたはPCから健診結果等を確認できること。

(イ) オンライン面談機能

受診者が専門医とリアルタイムに情報通信機器を用いて、受診勧奨等を行うものである。

【基本的要件】

本機能では、スマートデバイス等を用い、リアルタイムの映像、音声及び健診結果のデータ等を用いて専門医が受診者に対し、受診勧奨等を行うものとする。

【機能要件】

- a 映像と音声により双方向で対話ができること。
  - b (ア) 健診結果等の共有業務で共有した健診結果データが、面談中も専門医がスマートデバイスまたはPC画面上で確認できること。
  - c 面談時間はあらかじめシステム上で設定できること。
- イ 本システムでは、健診結果等の個人情報を取扱うことから、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に記載されている考え方から、今回の事業に適したセキュリティ要件を提案・実装すること。

- (3) 本システムについては、本事業の効果が最大限に見込まれるよう、受診者や専門医が効率的かつ効果的にシステムを利用し、オンラインによる面談が実施できるシステム環境を整備すること。

## 2 受診者業務

受診者業務のうち(1)受診者の選定については三重県が実施する。その他は受託者が実施すること。

(1) 受診者の選定

- ア 有識者意見を参考に、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できるモデル事業参加者(受診者)を選定する基準(以下「選定基準」という)を設定する。
- イ 選定基準を基に、全国健康保険協会三重支部、協会けんぽ加入者を雇用する企業(以下「各企業」という。)と連携協力し、受診者の選定を行う。
- ウ 受診者について、各企業の協力のもと、本事業への参加について本人確認のうえ、受診者リストを作成する。

(2) オンライン受診勧奨等の準備

- ア 本事業において使用するスマートデバイスを調達し、本システムが利用できる環境を整備したうえで、各受診者へ配布する。

※各受診者が、受診勧奨等を受けるにあたり、専門医との面談時間の設定や健診データの共有、その他受診勧奨等実施時における操作性等、受診勧奨等が効果的にかつスムーズに行うことができる環境を整備すること。

なお、受診者は、業務の都合等により、受診勧奨等を企業内の会議室だけではなく、移動中の車中や外出先の個室等、様々な場所で受診勧奨等を受ける可能性があることに留意すること。

- イ 本システムによる受診勧奨が円滑に実施できるよう、各受診者に対し、システムの使用方法等の説明を行う。

(3) オンライン受診勧奨等の実施

- ア 受診者が、自ら予約した時間にシステムを用いた遠隔受診勧奨等を受ける際に、不具合等が生じた場合のサポートを行う。
- イ 受診者が、決められた時間に受診勧奨等を受けたか等、本システムを用いた受診勧奨等の実施状況を把握し、定期報告の際に三重県に報告する。

(4) スマートデバイスの回収

受診勧奨等実施後、スマートデバイスを回収する。

(5) 効果の把握

アンケート調査等を実施し、オンライン遠隔受診勧奨等の効果を把握する。

3 専門医業務

専門医業務のうち(1)については三重県が実施する。その他は受託者が実施すること。

(1) 専門医への協力依頼

- ア 有識者の意見を参考に、本事業への参加について、専門医に対し協力を依頼する。
- イ 協力依頼後、必要に応じ、専門医の所属機関や団体に対し、事業の趣旨について説明を行う。

(2) オンライン受診勧奨等の準備

- ア 本事業において使用するスマートデバイスを調達し、本システムが利用できる環境を整備したうえで、各専門医へ配布する。

※各専門医が受診勧奨等を行うにあたり、受診者との面談時間の設定や健診データの共有、その他受診勧奨等実施時における操作性等、受診勧奨等が効率的かつスムーズに行うことができる環境を整備すること。

なお、専門医は、業務の都合等により、受診勧奨等を自己の所属医療機関ではなく、出張先の個室等で受診勧奨等を行う場合があることに留意すること。

イ 本システムによる受診勧奨等が円滑に実施できるよう、専門医に対し、システムの使用方法等の説明を行う。

(3) オンライン受診勧奨等の実施

専門医が、決められた時間に、受診者とシステムを用いた遠隔受診勧奨等を行う際に、不具合等が生じた場合のサポートを行う。

(4) スマートデバイスの回収

受診勧奨等実施後、スマートデバイスを回収する。

(5) 効果の把握

ヒアリング調査等を実施し、オンライン遠隔受診勧奨等の効果を把握するとともに、受診勧奨等の件数に応じた報酬を支払う。

#### 4 成果報告書作成

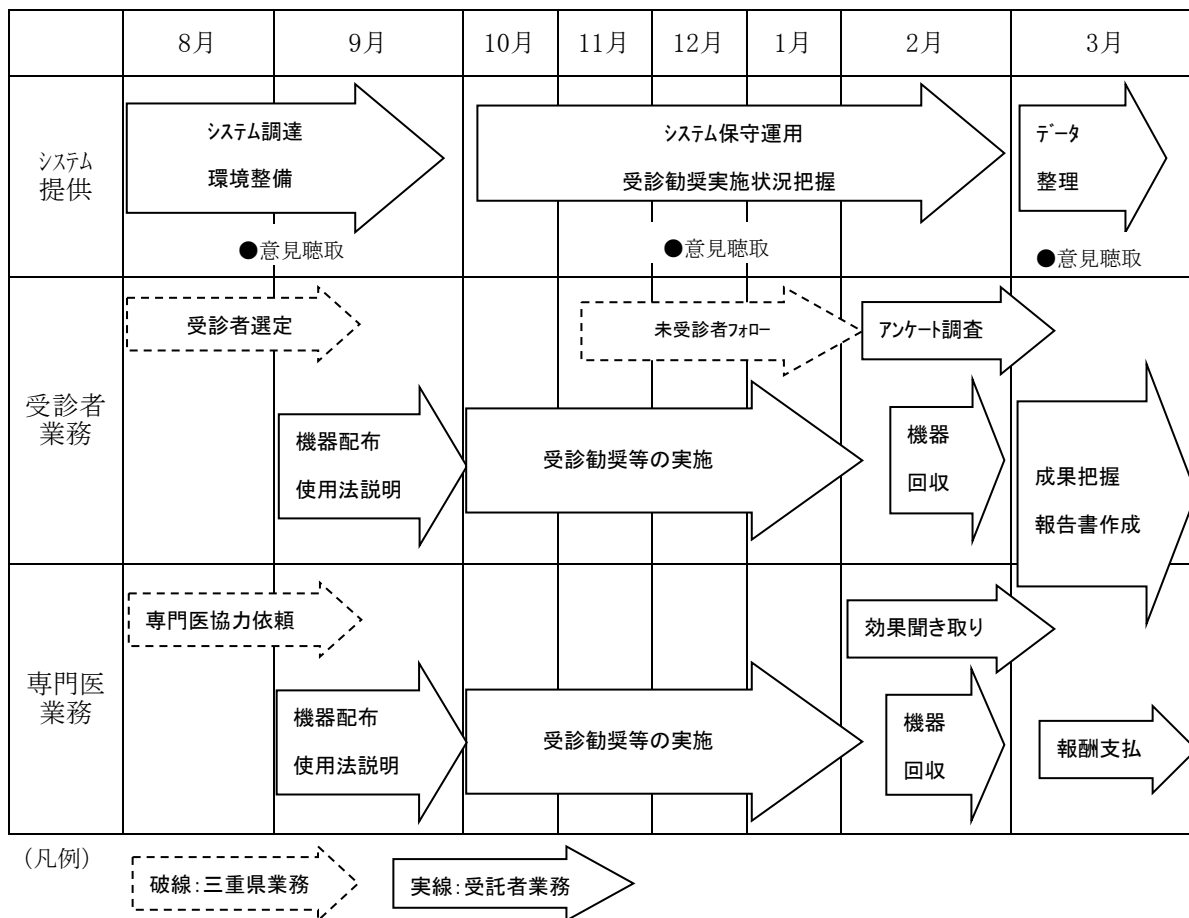
(1) 成果の把握

受診勧奨等の実施後、各受診者に対し実施したアンケート調査や、専門医へのヒアリング調査の結果から、受診者毎の受診勧奨等の実施状況について取りまとめる。

(2) 成果報告書

本事業において実施した、専門医によるオンライン遠隔受診勧奨等が、本県における生活習慣病対策として、有効な手段となるか等を中心に、実施状況等を分析し、成果報告書を作成する。

作業フロー



第4 非機能要件

1 規模要件

本システムの利用者の規模は以下のとおり。

	人数	一人あたりの受診勧奨等 実施回数(※事前の健診結果 データ登録や閲覧等は除く)
受診者	40名程度	1回/人
専門医	5名程度	約8回/人

2 信頼性要件

- (1) 受診勧奨等実施時の障害発生時のサポート要員を置き、連絡受付は、平日 8 時 00 分から 18 時 00 分まで、常時受付可能とする。
- (2) システム利用者の不注意、故意等によるデータの消失対策として、自動的にデータベースファイルのバックアップをとり、バックアップデータを保管すること。
- (3) スマートデバイスが故障した場合は、後日、代替機を配布すること。

### 3 情報セキュリティ要件

#### (1) 権限要件

- ア アカウント単位でパスワードにより本人認証を行うこと。
- イ 受診者は、本人の健康診断結果データ、問診データの登録及び閲覧のみ利用できること。
- ウ 三重県職員は、受診勧奨等の予約状況等の閲覧のみ利用できること。

#### (2) セキュリティ対策

##### ア 受診勧奨等システム

想定される脅威を整理し、契約後に示す「三重県電子情報安全対策基準（情報セキュリティポリシー）」に従った対策ができること。また、本システムのセキュリティ対策について、ログ管理、ユーザ認証、不正アクセス防止、ネットワーク不正侵入防止等の観点から、セキュリティを確保すること。

##### イ スマートデバイス

- a 健診データ等をスマートデバイスに保存しないこと。
- b ソフトウェアは、適切なバージョンを使用すること。

### 4 システム稼働環境要件

- (1) 日本語で記述されたコンテンツのみを取り扱うこと。
- (2) システム利用者の混乱を招かないよう、画面遷移が少なく、わかりやすさを考慮し、円滑に利用できるようにすること。

### 5 運用要件

#### (1) システム操作・監視等

本システムの運用時間は、原則として平日 8 時 00 分から 18 時 00 分までとするが、受診勧奨等実施時期においては、三重県担当職員と必要性を検討の上、合意し、その範囲では勤務時間外も運用可能とすること。

なお、必要なアップデートを行う場合は、運用に支障のないことを確認した上で、運用を止め、実施すること。

#### (2) データ管理

- ア 事業終了後、受診者の健診データについては消去すること。
- イ 受診勧奨等が実施された状況等の各種ログは、CSV形式で保存のうえ、附属データとして提出すること。

## 第5 作業体制及び方法

### 1 作業体制

#### (1) 体制

受託者は、本業務を履行できる体制を設けるとともに、作業に先立ち以下の事項について提出し、三重県担当職員の下承を得ること。

ア 受託者側の体制

イ 受託者側の責任者

ウ 主任担当者

エ 連絡体制（受託者側の対応窓口）

また、受託者は、本業務の履行が確実に行われるよう、本業務の全期間にわたって、必要となるスキル、経験を有した要員の確保を保障すること。

さらに、別途、本事業に係る有識者として、医師、保険者等から意見を聴取する機会を設けており、有識者の意見聴取にも対応すること。

### 2 業務遂行

#### (1) プロジェクト実行計画

受託者は、本業務を実施するため、プロジェクト実行計画及びスケジュールの原案を本業務の契約後10日以内に作成・提出し、三重県の承認を得て決定すること。

プロジェクト実行計画書には、以下の内容を提示すること。

a 成果物

b 成果物と関連付けられた作業スケジュール

c 主要マイルストーン

プロジェクト実行計画書等は、作業の進捗状況に合わせ随時内容の更新及び詳細化を図ることとし、更新後の計画書等は、定例会議等の機会を利用して、三重県に報告・提出すること。

#### (2) 進捗管理方法

ア 各作業に関する打合せ、納品物等のレビュー及び作業進捗確認のため、作業期間中、原則として月1回、定例会議を行うこと。（オンラインによる会議でも可）

イ 毎回の定例会議の議事録及び課題・問題点管理表を、原則3営業日後までに作成し、三重県に提出すること。

ウ 定例会議では、開発スケジュールと実際の進捗状況の差を明らかにし、その原因と対策を明らかにすること。

### 3 導入

(1) 本システムの導入作業及び試験・調整は、作業計画に基づいた日時及び設置場所で行うこと。

(2) 導入調整に当たっては、あらかじめ計画書を提出し、これに従うこと。



## 第6 情報セキュリティに関する受託者の責任

- 1 受託者は、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成 30 年 3 月）に基づき、情報セキュリティ対策を講じ、受診者、専門医双方にセキュリティ対策の内容を説明すること。
- 2 受託者は、三重県電子情報安全対策基準及び受託者内部のセキュリティポリシー等に基づき、情報セキュリティを確保できる体制を整備するとともに、情報漏えい等の情報セキュリティ侵害への対策が十分に講じられた作業環境において、本業務に係る作業を実施するものとする。なお、三重県電子情報安全対策基準については、受託者のみに提示する。
- 3 受託者は、本業務に係る作業を実施するすべての関係者に対し、私物（関係者個人の所有物等、受託者管理外のものを指す。以下、同じ。）コンピュータ及び私物記録媒体（USBメモリ等）に三重県に関連する情報を保存すること及び本業務に係る作業を私物コンピュータにおいて実施することを禁止するものとする。
- 4 受託者は、本業務における情報セキュリティ対策の履行状況について、職員に確認を求められた場合には、これを報告するものとする。また、受託者は履行状況について、三重県が自ら確認しようとすることに協力するものとする。
- 5 受託者は、本業務における情報セキュリティ対策の履行状況について三重県が改善を求めた場合には、三重県と協議の上、必要な改善策を立案して速やかに実施するものとする。
- 6 受託者は、本業務に係る作業中及び契約に定める瑕疵担保責任の期間中において、受託者における情報セキュリティ上の問題を原因とした情報セキュリティ侵害が発生した場合には、直ちに職員へ報告の上、受託者の責任及び負担において、次の各事項を速やかに実施するものとする。
  - (1) 情報セキュリティ侵害の内容及び影響範囲を調査の上、当該情報セキュリティ侵害への対応策を立案し、三重県の承認を得た上で実施すること。
  - (2) 発生した事態の具体的内容、原因及び実施した対応策等について報告書を作成し、三重県へ提出して承認を得ること。
  - (3) 再発防止対策を立案し、三重県の承認を得た上で実施すること。
  - (4) 上記のほか、発生した情報セキュリティ侵害について、担当職員の指示に基づく措置を実施すること。

## 第7 遵守すべき法令等

- 1 受託者は、医師法、医療法、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年 8 月 13 日法律第 128 号）等の関係法規を遵守すること。
- 2 受託者は、個人情報保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

## 第8 受託者の義務

- 1 本業務の遂行に当たっては、三重県の求めに応じ、速やかに資料等の提出を行うこと。
- 2 本業務において、契約書及び仕様書に明示されていない事項でも、その履行上、当然必要な事項については、受託者が責任を持って対応すること。
- 3 契約書及び仕様書に明示されているすべての業務に対し、いかなる場合においても三重県に別途費用を請求することはできない。ただし、三重県の要求仕様の変更による追加費用については別途協議を行うものとする。
- 4 本仕様書等で不明な点がある場合には、三重県と協議の上定めること。

## 第9 支払契約事項

### 1 支払条件

契約後、三重県と協議の上、支払時期及び業務に応じた支払金額を決定するものとする。

### 2 評価基準額

7,992,000 円（消費税及び地方消費税を含む）※予定価格ではありません。

## 第10 著作権等

- 1 成果品（成果報告書、受診勧奨等の実施状況関連帳票、システムの説明資料、受診者、専門医に対する説明資料）の著作権は、三重県に帰属するものとする。

## 第11 第三者の権利侵害

- 1 三重県に引き渡された成果物等の全部又は一部につき、三重県が当該成果物等を自ら利用するに当たり、第三者から著作権等（以下総称して「知的財産権」という。）を侵害するものであるとして三重県に対し何らかの訴え、異議、請求等（以下総称して「紛争」という。）がなされ、三重県から受託者へ処理の要請があった場合、受託者は三重県に代わって当該第三者との紛争を処理するものとする。その際、受託者は、当該第三者に対する損害賠償金の支払いを含む紛争処理費用を負担するものとする。なお、この場合、三重県は当該第三者との紛争を受託者が処理するために必要な権限を受託者に委任するとともに、必要な協力を受託者に行うものとする。
- 2 前項において成果物の全部又は一部が第三者の知的財産権を侵害するものであると判断される場合、三重県・受託者協議の上、受託者は次の各号のいずれかの措置をとるものとする。
  - (1) 成果物を侵害のないものに改変すること。
  - (2) 三重県が成果物を利用することが可能となるよう、当該第三者の許諾を得ること。
  - (3) 本条の規定は、本契約の終了又は解除後も適用する。

## 第12 瑕疵担保責任

- 1 三重県は、成果品の提出を受けた後に隠れた瑕疵を発見したときは、受託者に瑕疵の補正を請求することができる。

- 2 前項の規定による瑕疵の補正は、成果品の引渡しを受けた日から1年以内に請求しなければならない。

#### 第13 機密保持

- 1 受託者は、受託期間中または受託期間終了後を問わず、業務を遂行するうえで知り得た個人情報及び機密情報を本業務の目的以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。
- 2 受託者が個人情報の処理等を行う場合は、三重県個人情報保護条例に基づき個人情報の漏えい、滅失及びき損に対する防止措置を講じなければならない。

#### 第14 再委託の制限

- 1 受託者は、三重県の承認を得ないで業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を三重県に提出し、三重県の承認を得た場合はこの限りではない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
- 2 前項の規定は、受託者が資料の謄写、製本等の軽微な業務を再委託しようとするときには、適用しない。

#### 第15 暴力団等排除措置要綱による不当介入に対する措置

- 1 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は、暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
  - (1) 断固として不当介入を拒否すること。
  - (2) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - (3) 委託者に報告すること。
  - (4) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- 2 受託者が1の(2)又は(3)の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるので注意すること。